



The 10th APACT Conference

Ending the Tobacco Epidemic — Protecting and Keeping Healthy Lives —

18-21 August 2013 Chiba, Japan

日本政府に対する第10回アジア太平洋タバコ対策会議（APACT2013）声明

日本は、G8 諸国の中で、包括的受動喫煙防止を義務付けた法律を施行していない唯一の国である。これは、極めて遺憾であるだけでなく、日本国民に対して極めて大きな健康被害をもたらしていることを強く憂慮するものである。なぜなら日本国民は、政府によってその健康と生命を守られなければならないという普遍的な人権をもっているからである。

背景：

日本で2002年8月に施行された健康増進法第25条は、公衆の立ち入る施設での受動喫煙の禁止をうたっているが、実際には、施設管理者に受動喫煙防止のための「努力」を求めているにすぎない。いかなる義務化も罰則も求めないこの法律は全く不十分と言うほかない。2007年にバンコクで開催された世界保健機関タバコ枠組み条約（WHO FCTC）第2回締約国会議には、日本も参加し、FCTC第8条（受動喫煙防止）の国際的施行ガイドラインを全会一致で承認した。このガイドラインでは、締約国に2010年の2月までにすべての屋内の職場と施設を100%禁煙とするよう勧告を行っている。したがって、日本政府は、その国際的責任を果たしていないと言わなければならない。

2009年3月に神奈川県は松沢成文知事のリーダーシップのもとで、公衆の利用する施設の受動喫煙を防止する条例を制定した。2012年に兵庫県もまた同様の条例を制定した。これらの条例には、100平方メートル以下のレストラン・バーを規制から外すなど、すべての屋内施設の例外なき禁煙を定めたものではないという欠点があるとはいえ、これらは日本で初めての地方レベルでの受動喫煙の法的規制措置であり、部分的な措置であっても関連業界の営利的利益を損なうことなく公衆の健康増進に資することが明らかにされた点で意義深いものである。

勧告：

2013年8月18-21日に千葉県で開催されたAPACT2013に参加した42カ国785名の名のもとに、日本政府に対して、WHO FCTCの全条項を完全に実施することを強く要請する。とりわけ、受動喫煙からの完全な保護を義務付けた包括的受動喫煙防止法の制定は、最優先課題である。これを實現する道筋はすでに明らかにされている。FCTC第8条施行ガイドラインある

Secretariat

c/o Japan Society for Tobacco Control

30-5-201, Ichigayayakuojimachi, Shinjuku-ku, Tokyo 162-0063, Japan

Tel: +81-90-8442-0966 Fax: +81-3-5360-6736 E-mail: desk@apact.jp <http://www.apact.jp/>





The 10th APACT Conference

Ending the Tobacco Epidemic — Protecting and Keeping Healthy Lives —
18-21 August 2013 Chiba, Japan

いは、G8 諸国の先行実施例を参考にすることで事足りる。

我々はさらに、日本政府とりわけ財務省が FCTC 第 5 条 3 項（締約国は、タバコの規制に関する公衆の健康のための政策を策定し及び実施するに当たり、国内法に従い、タバコ産業の商業上及び他の既存の利益からそのような政策を擁護するために行動する）とその実施ガイドライン（訳注 1）の尊重と順守を強く要請する。5 条 3 項は、FCTC 締約国が、国営タバコ会社に対してそれ以外のタバコ産業と同等の処遇を行うよう求めている。とりわけ勧告 8.3（訳注 2）では、財務省のタバコと税の上級担当者が FCTC の締約国会議に代表団の一員として参加しないようもとめている。

我々は、日本の司法当局に、J T と日本政府がタバコ製品を製造販売したことによる製造物責任を精査追及するよう求める。さらに、司法当局に、タバコによる健康被害に対する正当な裁断を要求する人々にタバコ産業の文書記録の自由な検閲を始めた公正な司法手続きを保証し、宣誓証言を直接聴取した裁判官が判決を下すよう求める。

訳注 1：「条約第 5 条第 3 項施行のためのガイドラインの詳細」和訳参照

http://www.nosmoke55.jp/data/cop3_5_3_200811.pdf

訳注 2：注 1 の文書の 4 ページめの「勧告」以降参照

Secretariat

c/o Japan Society for Tobacco Control

30-5-201, Ichigayayakuojimachi, Shinjuku-ku, Tokyo 162-0063, Japan

Tel: +81-90-8442-0966 Fax: +81-3-5360-6736 E-mail: desk@apact.jp <http://www.apact.jp/>

